

大会概要

大会名称 (英文)	全日本青魚トーナメント All Japan Black Carp Fishing Tournament
開催期間	春季 春分の日前の土曜日～6月の最終日曜日 秋季 秋分の日前の土曜日～勤労感謝の日前の日曜日
対象水域	日本国内全域
表彰	優勝～3位 * 草魚および江戸川の鯉に関しては、最大魚に対して特別賞を表彰する。(年間賞対象)
主催	小岩F F C (全日本青魚トーナメント実行委員会)
大会規定	総則、細則は小岩F F C大会規定に準じる * 規定のアルミスケール、魚体保護シートの使用を義務化。 * 一般参加は会員の紹介が必要。(参加申込およびエントリー期間内の会費支払いに責任を持つ)。 * 参加者は名簿化して、実行委員会で共有する。

JAPAN BLACKCARP TOURNAMENT

大会基本規程

釣大会について、以下を基本規程として定める。変更は定例総会の議決を要するものとする。

第一章【総則】

- 第一条 正式名称を「全日本青魚トーナメント」(以下、大会)と称し、アオウオの釣技向上と発展を目的として、小岩FFC主催で毎年2回、開催する。(回数表記は2014年春を第一回として起算する。)
- 第二条 実行委員長は小岩FFC会長とし、企画運営役員が事務局として運営にあたる。運営詳細手順は当規程に従い、企画運営が決定し、会長の事前承認の上告知する。
- 第三条 事務局は、運営上の必要により会員の役務提供を要請できるものとする。
- 第四条 大会期間中のトラブル・事故などは当事者個人が責任を負い対処すること。
- 第五条 参加費は会員・一般とも一律5000円とし、期日迄に所定の方法で事務局に支払う。
- 第六条 徴収した参加費は大会予算として事務局が管理、すべて賞品・トロフィー及び表彰式等の運営経費に充当し、過不足は会計役員の承認の上、年度会計で調整する。

第二章【参加資格】

- 第一条 会員は原則として全員参加とする。また、会員は一般参加者を積極的に募り、釣友・他クラブとの親睦・情報交換と釣技の向上に努める。
- 第二条 一般参加者は、所属等を問わず、次の2条件を満たす個人とする。
(1) 会員の紹介があり、マナーを守れる18才以上の社会人であること。
(2) 指定期日までに、紹介会員を通じて参加申込を行い、大会参加費を支払ったもの。
- 第三条 紹介した会員は参加者に対し参加費の徴収・ルールへの遵守・連絡に責任を持つこと。
- 第四条 当会の会則および会の主旨に鑑み、参加者の資質ないし行動に問題があると会が認めた場合は、参加拒否または途中除名できる。(なお、参加費は全額を返還する。)

第三章【開催期間】

- 第一条 年2回、以下の期間を定め、実施する。
(1) 春期大会は3月の「春分の日」の前の土曜日より、6月の最終日曜日までとする。
(春分の日が土曜日の場合はその日を開始日とする。また、ソウギョに関しては利根川水系の禁漁期間(5/20~7/19)を遵守の上、運用する)
(2) 秋期大会は9月の「秋分の日」の前の土曜日より、約2ヶ月後の日曜日までとする。
(秋分の日が土曜日の場合はその日を開始日とする)
- 第二条 開始日の午前0時より、最終日の午後12時までを会期とする。
- 第三条 会期最終日の午後2時より、江戸川河川敷に定める場所にて審査と表彰を行う。

第四章【競技方法】

- 第一条 対象河川は日本全国とし、鯉は江戸川全域の堤防内とする。
- 第二条 部門は「青魚」「草魚」「江戸川鯉」とする。
- 第三条 「全長」を競うものとし、青魚は100cm以上、鯉は80cmを入賞基準とする。
- 第四条 釣法は「竿を用いた餌釣り」とし、竿数は6本以内とする。

第五条 キャッチ&リリースと参加者の相互信頼を前提とした「自己申告方式」とする。

第六条 釣果申告は必要事項を事務局に電話またはメールにて報告する。

必要事項とは、魚種・全長・日時・場所・エサとする。

第五章【検量・記録】

第一条 大会期間中の釣果申告には原則として大会参加者の現認を必要とする。

第二条 現認者のいない場合は、魚にスケールをあてがい目盛りがよみとれる写真を事務局にメール送付または提出する。(但し、現像が間に合わない場合は後日提出も可。)

第三条 魚体の検量には、「JIS規格の工事撮影用アルミスケール」を使用する。

第四条 魚には所定のシートを敷くこと。

第五条 原則として、頭を左に置くこと。

第六条 測定方法は下記の要領で測定した「全長」とする。(センチ単位とする)

1. 魚を水平面に置く。
2. スケールを魚体の腹部に軽く当てる。(直接魚体にあてがわない。)
3. 尾鰭を自然な状態に広げる。
4. 吻端より尾鰭末端までを計る。(上下の両尾鰭末端を結ぶ線との直交点で計測)

第七条 測定、撮影にあたっては魚体の保護に努め、測定後は特殊な事情のある場合を除いて、すみやかにリリースする。

第六章【審査・表彰】

第一条 青魚は上位3者まで、草魚、鯉は最大魚を釣り上げた者を入賞とする。

第二条 全長が同一の場合は釣り上げた日時の早い釣り人を上位とする

第三条 複数部門に入賞できるが、同一部門内の同じ釣り人による重賞はみとめない。

第四条 日本記録更新や黒連等、特筆すべき釣果には、討議の上、特別賞を贈呈する。

第五条 大会結果内容や写真は、釣り雑誌等に発表することがある。

第七章【賞品】

第一条 優勝者にトロフィー・賞状・副賞、参加者全員に参加賞。(ただし、内容は変更する場合あり。)

第二条 賞品調達については、全体予算にもとづき事務局にて行う。

第三条 当大会の主旨から、あくまでトロフィーという名誉を競うものとし、過剰な競争や不正防止の観点から、副賞は金銭あるいは華美なものとはしない。